

秋田県告示第72号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、くろまぐろに関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年2月20日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 くろまぐろ（小型魚）

(1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
40.2トン

(2) 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
秋田県くろまぐろ（小型魚）漁業	38.2トン

2 くろまぐろ（大型魚）

(1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
49.3トン

(2) 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
秋田県くろまぐろ（大型魚）漁業	46.8トン